

## 奄美市公共基準点管理保全要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき奄美市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において公共基準点とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 測量法第33条第1項に規定する作業規程に基づく1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（相当精度の基準点を含む。）であるもの
- (2) 国土調査法第2条第1項第1号に規定する基本調査及び同項第3号に規定する地籍調査において設置した標識及び調査設備のうち本市が管理するもの

### (管理の主体)

**第3条** 公共基準点の管理保全の主管課は、地籍調査担当課とする。

### (公共基準点の使用手続)

**第4条** 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書により市長へ申請し、公共基準点使用承認書の使用承認を受けるものとする。また、使用後には公共基準点使用報告書により使用結果を報告するものとする。

- 2 公共基準点の使用承認申請は、その測量成果の交付をもってこれに代えるものとする。
- 3 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかに、これを提示しなければならない。

### (工事施工の届出)

**第5条** 公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、当該工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
  - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる行為
  - (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすおそれのある工事等
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
  - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
  - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は、速やかに、公共基準点付近での工事しゅん工報告書を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
  - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書により市長に申請し、公共基準点復旧承認書により承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

**第6条** 工事施工者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書により市長に申請し、公共基準点(一時撤去・移転)承認書により承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2) 写真(公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの)

(3) 再設置位置図(新旧位置の確認ができるもの)

3 公共基準点の設置されている土地及び建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

**第7条** 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損及び移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は市長と協議のうえ変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損した場合(以下「事故原因者」という。)は、前2項の規定を適用する。

(機能回復の施工者)

**第8条** 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は市長が行うことができる。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき工事施工者が行うものとする。ただし、前項ただし書の場合は、市長が行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議の上、施工者を決定するものとする。

(設置工事)

**第9条** 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として、測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、工事施工者で、新たに同等のものを用意するものとする。

3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 工事施工者は、設置工事がしゅん工したときには、速やかに、公共基準点設置工事しゅん

工報告書を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

**第10条** 公共基準点の設置（既設の公共基準点の取壊しを含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（第6条第3項の規定によるものを除く。）は、原則として工事施工者、事故原因者又は土地所有者等の負担とする。

(様式)

**第11条** この要綱の施行に必要な書類等の様式は、別に定める。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前に奄美市地籍調査標識の管理保全に関する規則（平成18年奄美市規則第143号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。